


# 国民年金からのお知らせ

## こんなときは必ず届け出を！

届出を忘れると、将来、年金が受給できない場合や、受給額が減額される場合もありますのでご注意ください。

こんなとき	届出に必要なもの	届出先
会社を退職したとき	○印鑑 ○年金手帳 ○退職年月日の証明書	役場町民課住民係  
配偶者の扶養からはずれたとき	○印鑑 ○年金手帳 ○資格喪失日の証明書	
20歳になったとき	○印鑑	
学生で収入が少ないとき (学生納付特例の申請)	○印鑑 ○学生証または在学証明書	
所得の減少により保険料の減免等を受けたいとき	○印鑑	
年金手帳を紛失したとき	○印鑑	
結婚・退職等により配偶者の扶養になるとき		配偶者の勤務先
配偶者が会社を変わったとき (扶養になっている場合)		配偶者の新しい勤務先

### 国民年金保険料についてのご案内

平成24年4月分から平成25年3月分までの国民年金保険料は月額14980円です。

保険料の納付は便利でお得な口座振替・前納がおすすめです。

### 「ねんきんネット」

#### サービスのご案内

日本年金機構では、ご自分の年金加入記録をご確認いただける「ねんきんネット」サービスを開始しました。ご自宅のパソコン等からいつでもインターネットを利用して、直接ご自分の年金情報を確認できます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。  
(<http://www.nenkin.go.jp/>)



年金事務所その他、役場窓口でも、お申込みいただけますとその場で記録情報を印刷してお渡しいすることができます。

### お申込みの際必要なもの

※お申込みは、ご本人の他、代理の方でも可能です。

#### 必要なもの

##### ご本人の場合

- ・ 申込書
- ・ 本人確認書類

・ 基礎年金番号の分かるもの

##### 代理の方の場合

- ・ 申込書・本人確認書類 (代理の方のもの)
- ・ 委任状 (申込者本人の署名捺印が必要です)
- ・ 基礎年金番号の分かるもの

○ 申込書・委任状は、役場にありません。

○ 本人確認書類とは、運転免許証・健康

保険証・住民基本台帳カード・パス

ポート・外国人登録証明書等です。

○ 基礎年金番号の分かるものとは、年金手帳・年金証書・ねんきん定期便等です。